

公益財団法人国際金融情報センター2023年度事業計画書

1. 調査事業

(1) 世界の主要国及び新興国・開発途上国の金融経済情勢を調査し、その成果を各種レポートにまとめる。世界経済の現状・見通しとこれを踏まえた2023年度の重点調査項目は次の通り。

世界経済は国・地域によるばらつきを伴いつつ回復ペースが減速している。新型コロナ対策の活動制限の緩和による個人消費の持ち直しを主因に回復が続いているが、先進国を含む多くの国でインフレとこれを受けた利上げの継続が景気下押し圧力となっているほか、新興国・途上国では欧米経済の減速の影響が広がりつつある。一部の国では、拡張的財政政策の縮小、内政の不確実性の高まり、自然災害の影響もあって回復ペースが大きく低下している。この間一部の産油国では、原油生産量の拡大を中心に回復ペースが上昇した。23年も物価、ウクライナ情勢、感染症を巡る不確実性が高く、インフレと金融引締めペースおよび期間、新型コロナ対策の活動制限の強さ等により各国の回復ペースにばらつきが生じる状況が続く見通しである。

実質GDP成長率（以下、成長率）は、先進国では22年は+2%強となった後23年は+1%強に減速すると予測する。新興国・途上国では国ごとにばらつきはあるが全体では22年は+4%弱となった後23年は+4%程度と予測する。世界全体では22年に+3%強となった後23年は+3%弱に減速すると予測する。

先行きの持続的成長に向けて、デジタル化、グリーン・トランジション（環境配慮や持続可能性のある社会への移行）などの大きな構造変化への対応が各国で共通の課題となっている。エネルギーの安定確保や新たな産業の育成への意識の高まりから、再生可能エネルギー発電施設の拡充、EV利用・生産の促進等の脱炭素に向けた動きが新興国・途上国でも広がっている。

23年に世界経済が直面する主なリスクを整理すると、①インフレ上昇の経済・社会面への影響（食料・エネルギー価格の高止まりに伴う経常赤字拡大を含む）、②米欧の金融引締めに伴う新興国・途上国への影響（資金流出、対外債務返済負担増、国内金利上昇に伴う家計債務返済負担増、不動産価格調整を含む）、③ウクライナ情勢の長期化の影響（欧州でのエネルギー供給制約の高まり、世界経済の地政学的な分断を含む）、④中国経済の想定以上の減速（ロックダウン、不動産市場の低迷の

影響を含む)、⑤各国の財政政策運営に対する市場の信認低下が挙げられる。

上記のような情勢を念頭に置き、金融経済の現状ならびに見通しについて積極的かつ分析的な情報提供に努めるとともに、以下のようなテーマを2023年度の重点調査項目としたい。

- ① インフレおよび金融引締めに伴う影響（新興国の資金フロー、対外債務、家計債務への影響を含む）
- ② ウクライナ情勢の長期化の影響
- ③ アジア、中近東、中南米、東欧、アフリカの新興諸国の政治経済動向
- ④ 欧米との対立も含めた中国の動向
- ⑤ 米国の政治、経済、外交通商の動向
- ⑥ ユーロ圏の経済動向および政治情勢
- ⑦ 原油価格をはじめとする国際商品市況（非鉄、穀物を含む）の動向
- ⑧ 気候変動・地政学リスクの経済・社会への影響

（2）従来の国別調査に加え、脱炭素化やサステイナブル・ファイナンス、フィンテック、デジタル通貨、デジタル・トランスフォーメーションなど会員の関心が高いテーマに関する調査に引き続き注力したい。

（3）世界の主要金融市場における規制動向（ESG 関連を含む）を把握し、本邦の金融機関・企業への影響等を考察する。

（4）為替市場の動向をフォローするほか、市場参加者の見方を継続的に集約したレポートを作成する。

（5）調査にあたり、海外出張およびオンラインによるヒアリングを通じた現地情報の収集に取り組む。

（6）内外の政策・監督当局者や有識者を講師とするセミナーや当財団職員による報告会等を通じて、レポート作成以外の形で積極的に情報提供する。セミナー等の開催については、オンラインでのセミナー開催やホームページでの動画配信を通じての情報発信の充実を図るとともに、新型コロナの感染状況をみながら引き続き実開催を含むハイブリッド開催も検討する。

2. 経済制裁規制に関する情報等提供事業

当財団では、2006年より経済制裁措置の対象者等に関する情報、検索や照合ができる簡易システム、制裁者等データベースの提供を行っており、現時点で200以上の金融機関、特定事業者に情報を提供している。2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻開始を受けて、我が国を含む有志連合の国際協調によりロシア、ベラルーシに対する資産凍結や輸出禁止など新たな措置を含む経済制裁措置が次々に発動されており、金融機関など特定事業者にはこれまで以上に制裁措置の確実な履行が求められている。2023年度も引き続き制裁者データの正確な作成と迅速な提供を行うとともに、措置の実効性に寄与できるようシステムの機能改善を図っていく。また、海外要人データベースのさらなる拡充、国連制裁委員会の専門家パネルの情報の整理や米国の制裁措置、規制に関する解説資料の提供のほか、会員やユーザ向けに制裁措置の理解に役立つオンライン研修用の動画を追加的に制作し公開する予定である。

3. 個人利用システムの普及

公益財団移行を機にインターネット等を通じて、会員のみならず国民一般にも当財団の調査成果の普及を図る狙いから、個人利用システムを2013年2月から開始した。ホームページの改訂を受けて、2018年12月より新システムを開始した。今後のレポート販売状況を注視しながら、利用の促進を図っていきたい。

4. 委嘱・委託事業

本事業は会員等からの委嘱および省庁の入札参加等により、新興諸国・開発途上国の金融・財政や対外債務管理等に関する各種調査・研究を行い、また研究会や研修会等に関する事務を行うものである。2020年度にJICA案件（2022年度までの3年間）を受注し、2020年度に1回、2021年度に2回、2022年度に1回オンラインによる遠隔研修を実施した。2023年度以降のJICAの継続研修受託に向け準備を行っている。

以上